

水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会(第2回)

議事要旨

日時：令和8年1月6日(火) 15:00～17:00

場所：水管理・国土保全局 A 会議室 (Web 会議併用)

1. 議事

(1) 第1回検討会での主なご意見と対応状況

- ・氾濫等の通報する際に情報の確度について解説されても情報の伝える側や住民の立場としては災害時に大量に流れてくる情報から判断することとは難しいため、今後自治体とマスコミ、地元の住民がリスクコミュニケーションを通じてお互いの理解を深めることが重要
- ・マスコミは、伝達される情報の確度から氾濫等の一般への周知を判断するのではなく、行政側で周知すべき情報かを判断すべきである。
- ・下水道では急激に水位が上昇するため、通報制度を的確に運用するためには、デジタル情報の伝達システムを整備する必要がある。また、下水道からの氾濫流が地下街に及ぶ場合でも必ずしも緊急安全確保措置が必要でないこともあるため、地下街に影響を及ぼす氾濫であっても必ずしも通報の対象としなくてもよいことを理解した。

(2) 氾濫等の通報の運用

- ・通報の発表形式はレベル5相当の情報を一番に伝えたいにも関わらずその他のレベルの情報が混在して発表されていてわかりにくい。
- ・非常に多くの氾濫等の通報がされることが想定され、すべてを報道することは難しい。ネットやアプリは非常にきめ細かくつく伝えることができ、氾濫等の通報と親和性の高いため、電文化やプラットフォームの整備等を進めるべきではないか。
- ・今後は災害の規模情報も発表文に記載することを直ぐに全国で始めるのは難しいかもしれないが、地域の水防協議会等で合意して進めるべきではないか。
- ・真備町の水害では、小田川の支川の県管理河川が先に破堤した。県管理河川だけの破堤であればそれほど大きな災害とはならなかったが、その後小田川が破堤し大きな被害となった。複数の河川で、次々決壊していく場合に、情報発信のあり方や避難のあり方どのように考えるのかを今後の検討課題にしていきたい。
- ・全国の水位計やカメラの設置が進んで、以前より災害時の水位の状況は分かるようになっていたため、基本は確認情報と計測情報で氾濫等の通報をしていただきたい。
- ・洪水予報河川で氾濫発生情報と氾濫特別警報がほぼ同時に発令されるが、それ以外のところでは氾濫発生情報と大雨特別警報が発令される。市民のわかりやすさの観点から情報の確度の高い水位をベースとして発令される洪水予報河川の指定を促進していただきたい。
- ・海岸の氾濫について、越流の場合は内陸まで被害が及び、越波と越流では被害の大きさが全く異なる。地域によってどちらが発生しやすいのか異なるため、氾濫発生判断も地域で決めることができることを理解した。
- ・水防法 24 条の 2 第 1 項の河川管理者等が考える「氾濫による著しい危険」をもたらす氾濫と、都道府県知事等が考える「相当な損害」をもたらす氾濫の関係は、法文上は河川管理

者等の通報があつてから都道府県知事が通報することになるため、包含関係になるのではないか。

- 平成 30 年以降、国土強靱化のための 3 か年緊急対策、防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策で全国の河川の浚渫が進んだおかげで水害リスクが低下している。このことを是非とも住民に周知すべき
- 本川、支川の河川管理者と水防管理者、自治体との連携がこれからかなり必要だと考える。避難に資する情報も支川の影響だけ想定するのか、本川も含めてあらかじめ早めに出すのか考える必要がある。どういうところに着目すればいいのか留意点のようなものをまとめるといいのではないか。
- 水防計画に定めていない水防法 24 条の 2 第 1 項の河川管理者等の考える「氾濫による著しい危険」をもたらす氾濫が存在するため、そのような氾濫も理論上は法律の対象であることを明記する必要があるのではないか
- 今回は主にレベル 5 相当情報について議論する場ではあるが、避難のための一定のリードタイムを確保したレベル 3 及び 4 相当の予測情報が重要